成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、穀物の需要増加や海上輸送の混乱等による飼料の価格高騰により、経営危機に陥っている畜産農家を迅速に支援するため、成田市飼料高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　給付金の給付を受けることのできる者（以下「給付対象者」という。）は、畜産業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　令和５年６月２８日現在、市内に住所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事業所）

を有していること、又は、市内の畜舎で畜産業を営んでいること

(2)　今後も畜産業を継続すること

(3)　輸入飼料を購入及び給餌していること

(4)　市税を滞納していないこと

２　前項の規定にかかわらず、給付対象者（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、給付対象者としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2)　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（給付額）

第３条　給付金の給付額は、乳牛１頭当たり１万円とする。この場合において、肉用牛は３頭、豚は１０頭、採卵鶏・肉用鶏は４４０羽で乳牛１頭と置き換える。ただし、換算した数値に１頭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　給付金の額は２００万円を上限とする。

３　給付金は１回限り交付するものとする。

４　給付金の対象となる家畜は、市外に住所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事業

所）を有する畜産農家の場合は、市内の畜舎で飼養する家畜に限る。

（申請受付開始日及び申請期限）

第４条　給付金に係る申請受付開始日は令和５年８月１日とし、申請期限は令和５年１２月２８日までとする。

（申請等）

第５条　給付対象者が給付金の給付を受けようとするときは、成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)「誓約・同意事項等」チェックシート（様式第２号）

(2)　本人確認書類及び口座通帳の写し

(3)　生乳等を出荷していることが分かる書類の写し又は畜産業を営んでいることが分かる書類の写し

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績報告があったものとみなす。

３　第６条第１項の規定による給付金の決定があったときは、第１項の規定による申請をもって、給付金の額の確定に係る請求があったものとみなす。

（給付金の決定）

第６条　市長は、給付対象者から前条の申請があった場合は、内容を確認し、給付の可否を決定し、成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金給付（不給付）決定通知書（様式第３号）により前条第１項の規定による申請をした者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第７条　給付対象者が第４条に規定する給付申請期限までに第５条の申請を行わなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなす。

２　給付対象者から提出された第５条の申請書に不備があり、市が補正を求めたにもかかわらず、当該申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の取消し）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により給付金の決定を受けた者があるときは、給付金の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第９条　市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が給付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　[この要綱](https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00001190.html#l000000000)に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　[この要綱](https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00001190.html#l000000000)は、令和５年７月２４日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条及び第９条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金交付申請書兼請求書

　　令和　　年　　月 　日

　(あて先)成田市長

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

住所又は所在地

法 人 等 名 称

氏名又は代表者 　　　　 　 ㊞

電 話 番 号

　　　　　　　　　　　　　　　　(日中連絡がつく連絡先)

　成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金の給付を受けたいので、成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金交付要綱第５条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　給付金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　算定根拠　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　頭（乳牛換算数）

（内訳）　乳用牛　　　頭、肉用牛　　　頭、養豚　　　頭

　　　　　採卵鶏　　　羽、肉用鶏　　　羽

３　関係書類

(1)「誓約・同意事項等」チェックシート（様式第２号）

(2)　本人確認書類及び口座通帳の写し

(3)　生乳等を出荷していることが分かる書類の写し又は畜産業を営んでいることが分かる書類の写し

(4)　そのほか市長が必要と認めるもの

４　給付金の振込先　　　　　　　　　　　　　（該当するものを〇で囲んでください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫・農協・その他 |
| 店名 | 本店・支店・支所　 |
| 預金種別 | 普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ口座名義人 |  |
|  |

様式第２号（第５条関係）

「誓約・同意事項等」チェックシート

※下記の内容を確認し、「□」にチェックを入れてください。チェックできないものがある場合は本給付金の対象外となります。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 令和５年６月２８日現在、市内に住所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事業所）を有する畜産農家、又は、市内の畜舎で畜産業を営んでいる畜産農家である。 |
| □ | 今後も畜産業を継続すること。 |
| □ | 現に輸入飼料を購入及び給餌している。 |
| □ | 市税を滞納していない。 |
| □ | 暴力団等の反社会的勢力または、反社会的勢力と関係を有している者ではない。 |
| □ | 申請した内容について、確認の必要がある場合には、成田市が必要な税情報や畜産農家情報等を確認することに同意する。 |

上記の「誓約・同意事項等」の内容について、相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

法 人 等 名 称

氏名又は代表者　　　　　　　　　　㊞

（自筆署名の場合は押印不要です）

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

成田市長　小泉　一成

成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金給付（不給付）決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった成田市輸入飼料高騰緊急支援給付金について、下記のとおり給付（不給付）することを決定したので通知します。

記

１　給付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　不給付の理由